

# 「5トン未満クレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務」特別教育のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

つり上げ荷重5トン未満の運転業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条、クレーン等安全規則第21条）により、特別教育の実施が義務付けられています。

つきましては、標記業務に係る特別教育を下記により実施することとしましたので、標記業務に従事する労働者或いは従事することが予定されている労働者は、もれなく受講されますようご案内申し上げます。

## 記

### 1. 日時及び場所

①学科 日時 令和7年9月12日（金） 9:00～19:00（受付 8:45から）

場所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）

②実技 日時 令和7年9月13日（土） 9:00～13:00

場所 山陰自動車整備工業（株）（倉吉市伊木309-1）

※ 実技会場の場所、駐車場、服装等については、学科当日に説明します。

### 2. 教育日程

開催日	科 目	時 間
学科（9時間） 9月12日（金）	①クレーンに関する知識	9:00～12:00
	②原動機及び電気に関する知識	13:00～16:00
	③クレーンの運転に必要な力学に関する知識	16:00～18:00
	④関係法令	18:00～19:00
実技（4時間） 9月13日（土）	①床上操作式クレーンの運転のための合図	9:00～13:00
	②床上操作式クレーンの運転	

### 3. 受講料

鳥取県労働基準協会員（学科、実技） 1人 18,000円（テキスト代込）  
（消費税10%、内税1,636円）

非協会員（学科、実技） 1人 20,000円（テキスト代込）  
（消費税10%、内税1,818円）

### 4. 申込方法

令和7年9月3日（水）までに、別紙「受講申込書」により、郵送又はFax（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。なお、申込み期日までに入金を確認できない場合は、キャンセルされたものとみなします。

口座番号 鳥取銀行倉吉支店（普）0207231  
名義人（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

### 5. 定員 50名（定員に達し次第、募集を締め切ります。）

### 6. その他

(1) 協会発行の「特別教育等受講者記録」（受講証）をお持ちの事業場は、受講初日にご持参のうえ「受付」の際にご提出願います。なお受講者には、各人ごとに修了証を交付します。

(2) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。

(3) 受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、9月3日（水）までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

(4) この「5トン未満クレーン運転業務特別教育」は、「人材開発支援助成金」（建設労働者技能実習コース）の対象になり得るものであり、支給要件に該当すれば助成金を受けることができます場合があります。（詳細は鳥取労働局職業安定課にお問合せ下さい。TEL: 0857-29-1707）

#### (5) 申込み・問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3階

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号: T5270005000526

**TEL・FAX 兼用 0858-22-9054**

## 「5トン未満クレーン特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 ( 加入 ・ 未加入 ) (いずれかに○印を付して下さい。)
- (2) 受講者数 ( 名)、 受講料 計 ( 円)
- (3) 受講料の支払い方法 ( 持参 ・ 銀行振込 ) (いずれかに○印を付して下さい。)
- (4) インボイス発行希望 ( する ・ しない ) (いずれかに○印を付して下さい。)
- \*希望する場合はいずれかに○をして下さい ( 請求書 ・ 領収書 )
- メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
- [ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp](mailto:ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp)

上記のとおり申込みます。

令和7年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： — — )

代表者職氏名：

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)